

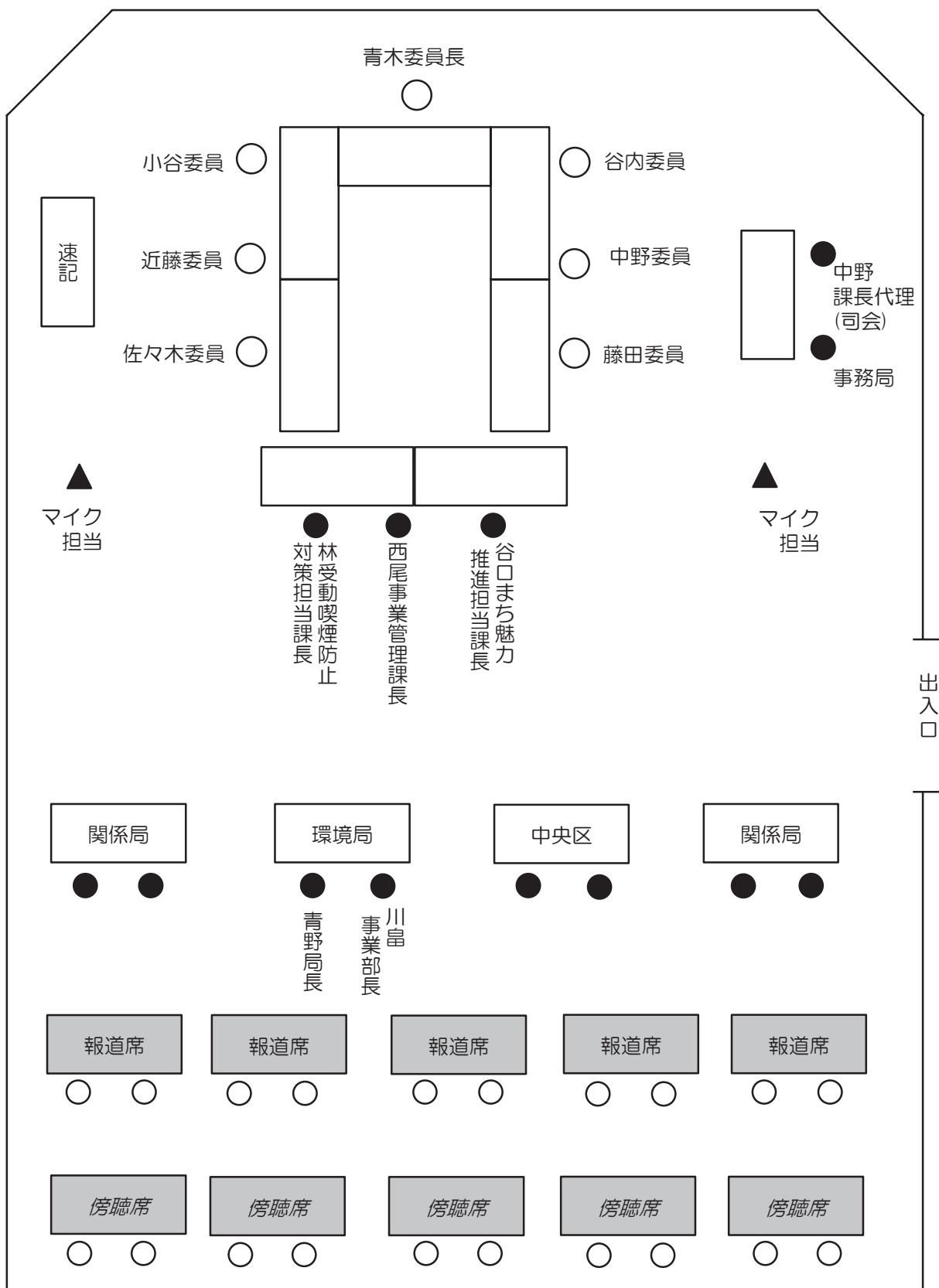
大阪市路上喫煙対策委員会 委員名簿

令和2年11月11日現在

役 職	氏 名	職 業 等
委員長	あおき よしふみ 青木 佳史	弁護士（きづがわ共同法律事務所）
委員長代理	こたに まり 小谷 真理	同志社大学政策学部 准教授
委 員	こんどう ゆきお 近藤 幸生	公募委員
委 員	ささき くにこ 佐々木 邦子	大阪市地域女性団体協議会 副会長
委 員	たにうち くみこ 谷内 久美子	公益財団法人公害地域再生センター 研究員
委 員	なかの りょういち 中野 亮一	大阪商工会議所 理事 地域振興部長
委 員	ふじた みゆき 藤田 実由貴	大阪市PTA協議会 副会長

第34回
大阪市路上喫煙対策委員会配席図

日時：令和2年11月11日(水) 午前10時から
場所：大阪市環境局 第1・2会議室



「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（「中央区長堀通り地域」、「こども本の森中之島周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」）（案）にかかるパブリック・コメント手続の実施結果について

1 意見募集の概要

（1）意見募集期間

令和2年9月18日（金曜日）から令和2年10月18日（日曜日）まで

（2）案の公表方法

- ・大阪市環境局事業部事業管理課（あべのルシアス13階）
- ・大阪市環境局環境事業センター及び出張所（市内11か所）
- ・市民情報プラザ（大阪市役所1階）
- ・大阪市サービスカウンター（梅田、難波、天王寺）
- ・各区役所及び出張所
- ・大阪広域環境施設組合各焼却工場
- ・大阪市ホームページ

（3）意見募集方法

送付、ファックス、電子メール、電子申請・オンラインシステム、持参

2 意見募集結果

（1）意見提出総数 44通（延べ97件のご意見）

うち、賛成意見14件、反対意見9件、

（2）結果発表日 令和2年11月10日（火曜日）

（3）結果発表方法 上記「案の公表方法」と同じ

（4）内訳

▶提出方法別

送付	ファックス	電子メール	電子申請・オンラインシステム	持参
4通	3通	10通	27通	0通

▶住所別

大阪市内	大阪市外	記載なし
25名	13名	6名

▶年齢別

20代未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	記載なし
0名	1名	5名	8名	8名	8名	6名	8名

3 意見と本市の考え方

別紙のとおり

なお、いただいたご意見につきましては、趣旨を踏まえて要約しております。

(1) 「禁止地区」のエリアについて (20件)	
ご意見の要旨	本市の考え方
○新たな指定案のエリアに関して (4件) <p>「こども森中之島周辺地域」について、水晶橋、鉢流橋、難波橋、および大江橋北詰交差点から天満警察署前交差点を経由し難波橋北詰交差点までの道路・歩道を含め禁止区域にしなければ、これらの場所での喫煙者が増加するだけである。今でさえ、水晶橋における喫煙者が多く、迷惑している。</p> <p>長堀橋・中之島公園を禁止地区にして有効性はあるんでしょうか。</p> <p>案の新設区域を見たが、あんなに狭くて中途半端な区域では意味がない。</p> <p>今回の指定案はいずれも効果が少ないところを選んでいるように見える。</p>	<p>条例では、路上喫煙による被害が特に発生するおそれがあると認める区域を禁止地区として指定することができます。</p> <p>平成25年6月11日の「大阪市路上喫煙対策委員会」の答申では、新たな禁止地区的指定にあたっては、「駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。」といった提言も受けております。</p> <p>これらの事情を踏まえた上で、「路上喫煙禁止地区」の新たな指定にあたっては、区（長）が「区政会議」等において区民等の意見を聴いて、当該区の「総意」として希望区域を選定することを受けて、「大阪市路上喫煙対策委員会」で審議・決定することとしております。</p> <p>従いまして、「中央区長堀通り地域」及び「こども森中之島周辺地域」以外の地域における禁止地区的指定につきましても、今後、区の意向及び「大阪市路上喫煙対策委員会」における意見等を踏まえて検討してまいりたいと考えております。</p>
○禁止地区の拡大要望 (16件) <p>大阪市市内全域を路上喫煙禁止地区に指定してほしい。 (8件)</p> <p>なぜ他の自治体のように全域で禁止にしないのか理解できない。</p> <p>少なくともコロナの流行期間においては、市内全域を路上喫煙禁止にしてほしい。</p> <p>日本全国路上喫煙は禁止していただきたいくらい。喘息等気管支疾患を抱える人からするとたばこを吸う人が一人通るだけで呼吸が辛くなることがある。</p> <p>公園も禁止地区にしてほしい。 (2件)</p> <p>引き続き、禁止地区の拡大を進めてほしい。</p> <p>北新地駅から南森町駅を経て大阪天満宮に至る国道1号沿線での路上喫煙や歩きたばこが多い。</p> <p>中小オフィスが多い、梅田～南森町～天満エリアはワーストクラスでたばこ対策をしてほしい。</p>	<p>市内全域を「禁止地区」に指定することにつきましては、「禁止」の実効性の確保や、費用対効果からも難しいと考えておりますが、いただいたご意見を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。</p> <p>大阪市公園条例では、公園内の喫煙が他人に危害を及ぼすおそれのないものであれば、禁止行為にあたりません。</p> <p>一方、大阪市路上喫煙防止に関する条例では、「市民等の責務として、公園では自ら喫煙しないよう努めなければならない」とされており、公園によっては喫煙自粛を促す啓発看板を設置しております。</p> <p>引き続き、喫煙が他人に危害を及ぼすことがないよう公園内のマナー啓発活動に積極的に取り組んでまいります。</p> <p>「路上喫煙禁止地区」の新たな指定にあたっては、区（長）が「区政会議」等において区民等の意見を聴いて、当該区の「総意」として希望区域を選定することを受けて、「大阪市路上喫煙対策委員会」で審議・決定することとしております。</p>

(2) 規制強化について（2件）	
ご意見の要旨	本市の考え方
○罰則の強化（2件）	
<p>罰金の金額を高くし、違反すると損するような金額にしてはどうか。</p> <p>罰金が安すぎる。真摯に取り組む姿勢が感じられない。</p>	<p>「過料」につきましては、違反者の摘発や徴収実績を上げることを目的とするのではなく、他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙を防止とともに、違反者に、条例の趣旨・目的を理解していただくための契機となるものと考えており、過料額については、他都市の事例も参考に「1,000円」と条例で定めております。</p> <p>ポイ捨てについては、平成7年に「ポイ捨て防止条例（空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例）」を施行して、ポイ捨てを禁止するとともに、市民、事業者、行政が一体となってまちの美化を進めるためのそれぞれの責務を定め、皆様の美化意識の高揚に努めています。清潔で美しいまちづくりを推進するため、引き続き、たばこの吸い殻も含むポイ捨て防止に向けた啓発活動に努めてまいります。</p>

(3) 喫煙所の設置について（38件）

ご意見の要旨	本市の考え方
○新たな指定（案）と喫煙所（11件）	
<p>新たに禁止地区を増やすより、まずは喫煙所を増やす必要があるではないか。（3件）</p>	
<p>「子ども本の森中之島周辺地域」から堂島公園の喫煙所までは遠すぎる。かなり距離がある。（2件）</p>	<p>平成25年6月11日の「大阪市路上喫煙対策委員会」の答申では、新たな禁止地区の指定にあたっては、「駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。」と提言されております。</p>
<p>既に指定されている「北区ＪＲ大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域」において喫煙設備が整備されていないのに、新たに指定することは遺憾。（3件）</p>	<p>また、「新たな禁止地区の指定にあたっては、禁止地区における路上喫煙を規制するだけでなく、『マナーを守った喫煙』のための場所の確保（提供）も必要と考えられる。そのため、できる限り、禁止地区内又は禁止地区に近い場所に、喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ『喫煙所（喫煙設備）』を設けられたい。」と提言されました。</p>
<p>新たな禁止地区が拡大されるにもかかわらず、新たな喫煙所設置の計画がないのは、絶対に納得できません。ぜひとも新喫煙所の設置について再検討してください。</p>	<p>このように、「路上喫煙禁止地区」の指定の趣旨は、喫煙そのものを否定するものではなく、他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙を規制し、一定のルールを守って喫煙することを促そうとするものであることから、喫煙所の設置等に関しましても、そういう趣旨や「大阪市路上喫煙対策委員会」における今後の議論を十分に踏まえた上で、個別具体的に検討を進めることとしています。</p>
<p>今回路上喫煙禁止区域を定めるとしても、喫煙所は少なすぎます。 喫煙禁止区域の実効性に疑問を感じます。</p>	
<p>新たに指定する地域付近に喫煙所を必ず設置すべきだ。</p>	

(3) 喫煙所の設置について（38件）

ご意見の要旨	本市の考え方
○喫煙所の設置希望（14件）	
外国人観光客向け、国際都市大阪のイメージアップのためにも、屋外で喫煙できる場所を整備する必要がある（3件）	
できることならば、屋外で、公共による喫煙場所確保してほしいです。やはり非喫煙者との共存が図られると思います。（3件）	平成25年6月11日の「大阪市路上喫煙対策委員会」の答申では、新たな禁止地区の指定にあたっては、「駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。」と提言されております。
喫煙者も喫煙する権利があるので、新たな指定を行なうだけの施策には反対。公共の喫煙所の整備が必要。（3件）	また、「新たな禁止地区の指定にあたっては、禁止地区における路上喫煙を規制するだけでなく、『マナーを守った喫煙』のための場所の確保（提供）も必要と考えられる。そのため、できる限り、禁止地区内又は禁止地区に近い場所に、喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ『喫煙所（喫煙設備）』を設けられたい。」と提言されました。
面で一律禁止にすれば、屋内の喫煙所に密集してしまうため、当該エリア内にも屋外の喫煙可能エリアを一定数追加で整備する事も検討すべきと考える。特に既存の屋外喫煙場所を廃止は論外である。	このように、「路上喫煙禁止地区」の指定の趣旨は、喫煙そのものを否定するものではなく、他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙を規制し、一定のルールを守って喫煙することを促そうとするものであることから、喫煙所の設置等に関しましても、そういう趣旨や「大阪市路上喫煙対策委員会」における今後の議論を十分に踏まえた上で、個別具体的に検討を進めています。また、喫煙設備の整備にあたっては、厚生労働省「屋外分煙施設の技術的留意事項について（通知）」に配慮した整備の検討に努めてまいります。
東京にも喫煙できないエリアはたくさんありますが、喫煙所がたくさん整備されています。だからポイ捨てや路上喫煙が少なく、自然とマナーが守られています。喫煙できないエリアを指定して喫煙所がなければ、どこでたばこを吸えばいいんでしょうか。	
平成19年7月に御堂筋が「路上喫煙禁止地区」に指定されてから10年以上経っておりますが、喫煙所が2カ所しかない状態から一向に改善されておりません。喫煙所設置について真摯に検討いただき、一刻も早く設置していただきますよう切にお願い申し上げます。	
既存の屋外喫煙所の廃止は論外。屋外である限り受動喫煙、感染共にリスクは低い。	
禁止地区設定に職員の労力を使うより喫煙所の設置に労力を使って下さい。	

(3) 喫煙所の設置について（38件）

ご意見の要旨	本市の考え方
○喫煙所の撤去・廃止希望（6件）	
街中の路上や店舗前等にある灰皿や路上喫煙所を全て設置禁止にして撤去願います。（2件）	平成25年6月11日の「大阪市路上喫煙対策委員会」の答申では、新たな禁止地区の指定にあたっては、「駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。」と提言されております。
喫煙所を設置するのを廃止した上で、当局の積極的介入を求める。	また、「新たな禁止地区の指定にあたっては、禁止地区における路上喫煙を規制するだけでなく、『マナーを守った喫煙』のための場所の確保（提供）も必要と考えられる。そのため、できる限り、禁止地区内又は禁止地区に近い場所に、喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ『喫煙所（喫煙設備）』を設けられたい。」と提言されました。
路上喫煙禁止地区に喫煙所を設置してきたこれまでがおかしい。	このように、「路上喫煙禁止地区」の指定の趣旨は、喫煙そのものを否定するものではなく、他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙を規制し、一定のルールを守って喫煙することを促そうとするものであることから、喫煙所の設置等に関しましても、そういう趣旨や「大阪市路上喫煙対策委員会」における今後の議論を十分に踏まえた上で、個別具体的に検討を進めています。また、喫煙設備の整備にあたっては、厚生労働省「屋外分煙施設の技術的留意事項について（通知）」に配慮した整備の検討に努めてまいります。
○その他（2件）	
梅田、大阪駅付近の喫煙所も作らないでください。新型コロナ感染症が拡大したら責任とれるのですか。	
JR天王寺駅の西側にある喫煙所も、難波高島屋の北側にある喫煙所も、風向きによるものの、全方向に受動喫煙の危害をふりまして。このような構造の喫煙所は撤去すべきです。	

(3) 喫煙所の設置について（38件）

ご意見の要旨	本市の考え方
○喫煙所の周知徹底（3件）	<p>近年、大阪には多くの外国人観光客が訪れていています。そういったなか、国際観光都市大阪として、そのイメージアップを図るうえで路上喫煙対策は非常に重要な施策であると考えています。</p> <p>訪日外国人向けの雑誌に禁止地区や喫煙場所のわかる地図を掲載し、関西空港や主要ホテル等にて無料配布やインターネットにより禁止地区的記事を海外向けに発信するなど、大阪に来られる外国人観光客の方へ喫煙ルールに関する情報提供を行っております。</p> <p>引き続き、多言語にも対応した周知を積極的に展開してまいります。</p>
○その他（2件）	<p>貴重なご意見として、今後の本市路上喫煙の防止に関する施策の検討において、参考とさせて頂きたいと思います。</p>

(4) 普及啓発について（8件）

ご意見の要旨	本市の考え方
○マナー啓発・周知の徹底（7件）	
<p>路上喫煙禁止地区の指定だけではなく、喫煙者に對して、路上喫煙を原則止めるような呼びかけをしてほしい。（3件）</p>	
<p>実際、御堂筋などの禁止地区ですら喫煙している人を見かけますし、ルールを守らない人が多すぎます。</p>	
<p>美観の観点でたばこのポイ捨てを防止することは確かに大切です。しかしそれには喫煙者のマナー啓発を行う必要があります。大阪市内の喫煙者のマナーは十分守られているでしょうか。</p>	<p>路上喫煙の防止については、喫煙者のマナーやモラル意識の向上を促すことと同時に、他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙はしないように、喫煙者自ら努めていただく必要があることから、路上喫煙禁止地区の取り組みや、たばこ市民マナー向上エリア制度の取り組みを広くお知らせすることが重要であると考えています。</p>
<p>路上喫煙禁止区域ということが分かりにくいし、ちゃんと喫煙者に周知できているのか疑問。</p>	<p>禁止地区の指定にあたっては、啓発看板、パネル、路面シールの設置の他、商店街や鉄道会社等との連携した啓発、地域イベントやSNSを活用した情報発信を実施しております。</p>
<p>指定地区に限らず、路上喫煙は有害・危険なものであり許容できない行為であるという意識が社会的に浸透することを望む。</p>	<p>今後も様々な啓発手法の工夫や啓発看板等の増設を検討し、引き続き、マナー啓発や周知徹底を図つてまいります。</p>
○その他（1件）	
<p>更なるマナー向上では、路上喫煙の抜本的解決はないと考える。現状でも路上喫煙禁止地区では、平然と喫煙する者を見かけることがたびたびである。自主的な努力の限界である。</p>	

(5) 加熱式たばこについて（4件）

ご意見の要旨	本市の考え方
○加熱式たばこも対象に（3件）	
<p>条例では「喫煙し、又は火のついたたばこを所持すること」とあるが、これには当然新型たばこ、加熱式たばこは含まれているだろうと思う。これらも含めて禁止施策をお願いする。</p>	
<p>加熱式タバコも禁止対象にして下さい。茨木市、吹田市、門真市、守口市、寝屋川市、四條畷市、大東市などでは禁止です。大阪市だけが遅れています。</p>	<p>いわゆる「加熱式たばこ」につきましては、大阪市では、現在のところ条例の規制対象とはしておりません。</p>
<p>加熱式たばこも有毒な気体は出ている。取り締まってほしい。</p>	<p>今後、国や他都市の状況も踏まえた上で、有識者や各種団体の代表者で構成する「大阪市路上喫煙対策委員会」からの意見もいただきながら検討していくこととしております。</p>
○加熱式たばこは対象外に（1件）	
<p>火を使わないたばこであり、火災や火傷の恐れがないこと、吸い殻を持ち帰りやすくポイ捨ての防止にもなることから、引き続き、対象外としてほしい。</p>	

(6) 受動喫煙について（5件）

ご意見の要旨	本市の考え方
○受動喫煙に対する対策について（5件）	
路上喫煙に対する更なる取組み程度では、副流煙による受動喫煙被害が解消しない。	
受動喫煙はテロ行為だと思う。喫煙による受動喫煙の配慮がない。喫煙するのは構わないが、周りに配慮するよう呼びかけてほしいです。	<p>本市では、平成19年4月に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、道路、広場、公園その他の公共の場所で、他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙はしないよう、自主的な努力を促しております。</p>
路上喫煙禁止地区の指定施策は、健康局との調整はされているでしょうか？対象が屋外ではあっても、受動喫煙防止及び健康増進法を所管している健康部局との連携なり調整は不可欠のはずです。	<p>道路や公園など不特定多数の人々が通行し、集まる公共の場所での喫煙は、すれ違いざまに身体や衣服などにたばこの火が当たることが避けられない場合や、喫煙者が気づかないまま、副流煙を吸わせる場合もあります。</p>
毎日受動喫煙の被害やポイ捨てするところを見ても本当に腹立たしいですし、避けたくともどんどん現れるから避けられません。高温の灰が飛んできたりして誰か（特に子供）が火傷したり失明する可能性だってあります。ポイ捨てで火事になる恐れも十分ありますよね。歩道に堂々と灰皿が置かれていることも多々あり受動喫煙は防げません。	<p>屋外での喫煙は、改正健康増進法においても、周囲に受動喫煙を生じないよう配慮義務がある為、健康局とも連携を図り、啓発に取り組んでいるところです。他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙をしないよう、マナーを守った喫煙に、引き続き理解と協力を求めていくとともにポスターを設置するなどポイ捨て防止と受動喫煙防止に向けた啓発活動に取り組んでまいります。</p>
大阪はあらゆる街で歩き煙草や路上喫煙、公園で喫煙する喫煙者が非常に多く、子供や幼児、妊婦や赤ちゃんを含めた多くの人々が臭い煙草の煙が不快な上に受動喫煙による健康被害で日々苦しみ、健康や命を一方的に奪われています。	

(7) たばこ税の活用について（4件）

ご意見の要旨	本市の考え方
○たばこ税を活用して喫煙所を設置してほしい。（4件）	
増税のうえ、さらに今回のような規制強化では、喫煙者として怒り心頭に発する思いです。せめて増税による税収を使って喫煙所を屋外に増設して、安心してたばこが吸えるようにしてください。喫煙者の切なる願いです。	市たばこ税は、いわゆる目的税（使いみちが決められた、特定の経費にあてられる税金）ではなく、普通税（使いみちを特定しないで、一般経費にあてられる税金）であることから、一般的な財源として、市の様々な施策・事業に広く活用させていただいております。
大阪市には毎年300億円を超えるたばこ税が納付されており、喫煙設備の設置にあたっては、たばこ税を有効に活用いただきたい。	禁止地区の指定にあたっての喫煙所の整備については、「大阪市路上喫煙対策委員会」の答申に基づき、検討してまいります。
たばこ税を値上げするのであれば、その税金を納めている喫煙者のため、喫煙設備を整備するために使ってもいいのではないかと思う。	
たばこの定価の約20%が税金として大阪市が使用しているならば、喫煙所を整備することは当然である。	

(8) その他 (16件)

ご意見の要旨	本市の考え方
罰則を適用されている人を見たことがない。	<p>大阪市路上喫煙防止指導員が、各禁止地区を巡回し、違反者に対して過料徴収を行っております。 また、過料徴収件数については、ホームページ上で公開し、毎月更新しております。 引き続き、禁止区域において指導業務に努めてまいります。</p>
4月以降の飲食店での禁煙法が施行されてからか、路上喫煙および歩きタバコがかなり増えたように思う。（2件）	<p>路上喫煙の防止については、喫煙者のマナーやモラル意識の向上を促すことと同時に、他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙はしないように、喫煙者自ら努めていただく必要があることから、路上喫煙禁止地区的取り組みや、たばこ市民マナー向上エリア制度の取り組みを広くお知らせすることが重要であると考えています。 関係部局とも連携し、啓発・周知に取り組んでまいります。</p>
改正健康増進法の全面施行に伴い4月以降、原則屋内禁煙となり、表から見えない場所での路上喫煙が増えている感じ。	<p>市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的とし、路上喫煙の防止についての施策への取組みを行うことが本市の責務であると考えております。</p>
コロナ対策で公務員の皆様が多忙かつ膨大な対策資金を必要としている（＝市の資金不足）状況下でたばこ対策を今、行う必要があるのでしょうか	
大阪市において、過去のパブリック・コメントにおいて、たばこ商業協同組合から委員を選出している考え方を示していますが、なぜ今回委員から外したのか。	<p>本市における路上喫煙の防止の施策の検討にあたっては、喫煙者及び非喫煙者の双方の意見を施策に反映させることが重要であると考えております。 これまで、喫煙者の視点から、喫煙マナーの向上に関し、長きにわたる活動実績を有するたばこ商業協同組合から委員の推薦をいただいたましたが、委員の任期満了に伴い、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約第5条3項の実施のためのガイドライン」の趣旨を鑑み、再任を行わないことと判断いたしました。</p>
路上喫煙対策委員会に喫煙者を代表する委員の公募が行われましたが、非喫煙者を代表する委員の公募も行って下さい。喫煙率は現在20%を切っていますので、委員の比率もそれに準じるべきです。最低でも4人は非喫煙者を代表する委員が必要です。未成年者や女性、喘息患者などそれぞれを必ず委員に加えて下さい。また禁煙外来を開設している医師も専門家として委員会に加わるべきです。タバコ組合が排除されたことは非常によいことです。	<p>大阪市路上対策委員会の委員は、大阪市路上喫煙の防止に関する条例により7名以内で組織するとしており、今回残る1名の委員公募については、市民かつ喫煙者を代表し、大阪市の路上喫煙対策への幅広い意見・提案をいただける方とし、公募いたしました。なお、現在、公募委員を除く委員6名が非喫煙者です。</p>
たばこ産業の寄付を受けて喫煙所を作ることは、国際条約に違反します。タバコ産業拠出の喫煙所は設置されるべきではありません（2件）	<p>大阪市路上喫煙の防止に関する条例の目的からもたばこの使用の促進を行うための喫煙設備ではなく、マナーを守った喫煙を促すための喫煙設備であり、路上喫煙の防止やポイ捨ての防止を目的としていることから、たばこ業界からの喫煙設備の寄贈がたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（以下、「たばこ規制枠組条約」という。）に違反するというご指摘については、該当しないと考えております。</p>

(8) その他（16件）

ご意見の要旨	本市の考え方
<p>改正健康増進法の全面施行により原則屋内禁煙となり私のような愛煙家はたばこの喫煙場所に苦慮しております。</p>	<p>「路上喫煙禁止地区」の指定の趣旨は、喫煙そのものを否定するものではなく、他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙を規制し、一定のルールを守って喫煙することを促そうとするものであることから、喫煙所の設置等に関しましても、そういう趣旨や「大阪市路上喫煙対策委員会」における今後の議論を十分に踏まえた上で、個別具体的に検討を進めることとしています。</p>
<p>大阪市はポイ捨てが多すぎる。本当に腹立たしい。火災や火傷の恐れもある。ポイ捨ても禁止にしてほしい。（2件）</p>	<p>ポイ捨てについては、平成7年に「ポイ捨て防止条例（空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例）」を施行して、ポイ捨てを禁止するとともに、市民、事業者、行政が一体となってまちの美化を進めるためのそれぞれの責務を定め、皆様の美化意識の高揚に努めています。清潔で美しいまちづくりを推進するため、引き続き、たばこの吸い殻も含むポイ捨て防止に向けた啓発活動に努めてまいります。</p>
<p>路上喫煙は有害、危険なものであり許容できない行為であるという意識が社会全体に浸透することを望む。</p>	<p>喫煙者のマナーとモラル意識の向上を促すことと同時に、他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙はしないように、喫煙者自ら努めていただく必要があることから、引き続き、マナー啓発や周知に努めてまいります。</p>
<p>喫煙所のかわりに必要なのは禁煙外来です。喫煙習慣はニコチン依存症という病気であり、治療の対象だからです。駅前には禁煙外来を招致して、喫煙者が禁煙に取り組めるよう環境整備を行って下さい。</p>	
<p>路上喫煙を認めるのであれば、タバコの副流煙に悩まされている人のために、鼻に入れる防臭防煙フィルターの開発に力を入れている企業を補助する等されてはいかがかと思います。</p>	<p>貴重なご意見として、今後の本市路上喫煙の防止に関する施策の検討において、参考とさせて頂きたいと思います。</p>
<p>喫煙者は車の窓を開けることも禁止しないと効果は少ない。</p>	

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（「中央区長堀通り地域」、「こども本の森中之島周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」）（案）にかかるパブリック・コメントを実施します

【概要】

大阪市では、平成 19 年 4 月に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、道路、広場、公園その他の公共の場所で、他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙はしないよう自主的な努力を市民等に対して求めています。同年 7 月に御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を「路上喫煙禁止地区」に指定し、同年 10 月からは禁止地区における条例違反者に過料徴収（1,000 円）を開始し、平成 27 年 2 月には、都島区京橋地域を、平成 31 年 2 月には中央区戎橋筋・心斎橋筋地域を、令和 2 年 2 月には、北区 JR 大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域、天王寺・阿倍野区天王寺駅周辺地域を「路上喫煙禁止地区」に指定し、過料徴収を開始しました。

近年、大阪には国内外から多くの観光客が訪れており、2025 年日本国際博覧会の大阪・関西での開催など、今後ますます大阪への来訪者の増加が見込まれる中、国際観光都市大阪のさらなるイメージアップを図るため、路上喫煙対策は非常に重要な課題となっています。

長堀、心斎橋、南船場エリアの「長堀通り」は、地元自治会（芦池連合、渥美連合、大宝連合、御津連合）や地元団体（御堂筋・長堀 21 世紀の会等）が 35 年にわたり定期的に清掃活動や路上喫煙の啓発活動を行ってきた地域あります。

また、こども本の森中之島周辺については、文化・集客ゾーンであり、中之島の魅力をさらに高めるためにも、両地域を禁止地区に指定することで、路上喫煙に対する更なる取組み、エリア内の安心・安全、きれいなまちづくりを進めていきたいと考えています。

つきましては、この「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（「中央区長堀通り地域」、「こども本の森中之島周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」）（案）にかかるパブリック・コメントを実施いたしますので、市民・事業者の皆様のご意見・ご提言をお寄せください。

1 意見募集期間

令和 2 年 9 月 18 日（金）から令和 2 年 10 月 18 日（日）まで

2 資料の閲覧・配架場所

- ・大阪市環境局事業部事業管理課（大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5 番 1 号 あべのルシアス 13 階）
- ・各環境事業センター及び出張所
- ・市民情報プラザ（大阪市役所 1 階）
- ・大阪市サービスカウンター（梅田・難波・天王寺）
- ・各区役所及び出張所
- ・大阪広域環境施設組合各焼却工場
- ・大阪市ホームページ

3 ご意見の応募方法

次のいずれかの方法によりご応募ください。

（ご意見の応募様式は定めておりませんが、「ご意見記入用紙」をご利用ください。）

（1）ご持参の場合：令和 2 年 10 月 16 日（金）受付時間内必着

次の場所へご持参ください。

大阪市環境局事業部事業管理課

場所：大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス13階

(最寄駅：Osaka Metro「天王寺」駅、JR「天王寺」駅、近鉄「大阪阿部野橋」駅)

受付時間：土・日曜日、祝日を除く、9時から17時30分まで

(2) ご送付の場合：令和2年10月18日（日）必着

はがき、封書で次の住所へご送付ください。

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス13階

大阪市環境局事業部事業管理課

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について（案）ご意見募集係

(3) ファックスの場合：令和2年10月18日（日）必着

次の番号へお送りください。

ファックス番号：06-6630-3581 大阪市環境局事業部事業管理課

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について（案）ご意見募集係

(4) 電子メールの場合：令和2年10月18日（日）必着

次のメールアドレスへお送りください。

kinshitiku-iken@city.osaka.lg.jp

※このアドレスは、本パブリック・コメント専用ですので、パブリック・コメント実施期間中以外は使用できません。

(5) 大阪市行政オンラインシステムの場合：令和2年10月18日（日）必着

その他、従来は書面で行っていた申請や届出、申し込み等の手続きを、インターネットを利用して手軽にできるオンラインシステムでもご応募いただけます。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/dcd2fcc1-7af2-41e7-842b-dfb8d1ac06d4/start>

4 注意事項

- (1) 電話などによる口頭でのご意見はお受けできません。
- (2) お寄せいただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) お寄せいただいたご意見につきましては、後日、その概要と大阪市の考え方を取りまとめて大阪市ホームページ等で公表します。なお、ご意見の公表の際には、内容の要約及び集約又は一部表現を改めさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

5 個人情報等の取扱いについて

- (1) お寄せいただいたご意見のなかで、住所、氏名、個人又は法人等の権利・利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（大阪市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報）については公表いたしません。
- (2) 個人情報等の取扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容は掲載いたしません。

6 今後の手続き

今回、寄せられましたご意見等を参考にしながら、路上喫煙禁止地区の新たな指定を進めてまいりたいと考えています。

7 意見募集に関するお問合せ先

大阪市環境局事業部事業管理課

電話：06-6630-3228（土・日曜日、祝日を除く、9時から17時30分まで）

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（「中央区長堀通り地域」、「こども本の森中之島周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」）について（案）

1 これまでの取組み

- 平成18年～ 路上喫煙対策事業開始
環境事業局、健康福祉局、危機管理室、消防局（当時）の4局共同で、新たに道路などの公共の場における喫煙マナーの向上に向けた普及啓発活動を実施
- 平成19年4月1日 「路上喫煙の防止に関する条例」施行
- 平成19年4月25日 「路上喫煙対策委員会」開催
『路上喫煙禁止地区』の指定又は変更若しくは解除について、並びに路上喫煙の防止の推進に関する主要事項について調査審議
- 平成19年6月28日 「路上喫煙対策委員会」開催
『路上喫煙禁止地区的指定について』（答申）

【大阪市路上喫煙対策委員会答申】

- 周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じると思定される地域
- 通行者数が比較的多い地域
- 大阪を代表する地域で、啓発効果・PR効果の高い地域
- 明確性を確保できる地域

- 平成19年7月4日 「路上喫煙禁止地区」指定
御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を指定

- 平成19年10月1日 「路上喫煙禁止地区」における過料（1,000円）徴収開始

- 平成20年度～ 「たばこ市民マナー向上エリヤ制度」開始
地域の市民・事業者等が主体となり、自主的に路上喫煙の防止活動に取り組んでいただき、その活動に、本市が支援や協働し、地域社会におけるマナー意識を高め安心、安全で快適なまちづくりを進めることを目的とした取り組み

- 平成24年12月21日 「路上喫煙対策委員会」開催
『路上喫煙禁止地区にかかる考え方について』（諮詢）

- 平成25年6月11日 「路上喫煙対策委員会」開催
『路上喫煙禁止地区にかかる考え方について』（答申）

【大阪市路上喫煙対策委員会答申】

- 駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断された。
- 禁止地区の区域（範囲）については、禁止地区的明確性を確保するという考え方を基本に検討・調整されたい。

- 平成27年2月1日 都島区京橋地域を禁止地区指定、過料徴収開始

- 平成31年2月1日 中央区戎橋筋・心斎橋筋地域を禁止地区指定、過料徴収開始

- 令和2年2月1日 北区JR大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域を禁止地区指定、過料徴収開始

2 「路上喫煙禁止地区」の指定に係る手続き

- ①区長が路上喫煙禁止地区を選定
 - ・地元・関係団体への説明及び調整
 - ・「区政会議」などに諮り、区民・事業者の意見とまとめる
- ②大阪市路上喫煙対策委員会の開催
(関係局：環境局・健康局・危機管理室・消防局・当該区役所)
 - ・「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について（諮詢）
- ③パブリックコメントの実施・集約
- ④「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について答申後、告示
- ⑤路上喫煙禁止地区指定（過料徴収）

3 今後のスケジュールについて（予定）



4 「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について（案）の考え方

- ・近年、大阪には国内外から多くの観光客が訪れており、2025年日本国際博覧会の大阪・関西での開催など、今後ますます大阪への来訪者の増加が見込まれる中、国際観光都市大阪のさらなるイメージアップを図るため、路上喫煙対策は非常に重要な課題となっている。
- ・長堀、心斎橋、南船場エリアの「長堀通り」では、地元自治会（芦池連合、瀬美連合、大宝連合、御津連合）や地元団体（御堂筋、長堀21世紀の会等）が35年にわたり定期的に清掃活動や路上喫煙の啓発活動を行ってきた地域であり、禁止地区指定が路上喫煙対策の実効性を高めるものと考える。
- ・また、「こども本の森中之島周辺」については文化・集客ゾーンである中之島の魅力をさらに高めるため両地域を路上喫煙禁止地区に指定する。

【長堀通り地域禁止地区指定の考え方及び経緯】

- 令和元年9月 地元自治会や地元団体から、喫煙者のさらなるマナーの向上及び街のさらなるイメージアップを図るため、長堀、心斎橋、南船場エリアの「長堀通り」を路上喫煙禁止地区に指定するよう要望。
令和元年12月 中央区区政会議において「長堀通り」を路上喫煙禁止地区に指定について報告。

【こども本の森中之島周辺地域 禁止地区指定の考え方及び経緯】

- 令和元年11月 決算特別委員会で「こども本の森中之島周辺の路上喫煙禁止地区指定について質疑。

- 喫煙設備について
 - ・これまでの委員会での答申においても、新たに禁止地区を指定する際は、喫煙設備を設置するよう提言を受けているが、「長堀通り」については既存の三休橋喫煙所がありその活用で対応可能である。
 - ・「こども本の森中之島」周辺地域についても近隣の既存の堂島公園喫煙所を活用する。

5 路上喫煙禁止地区エリア図（案）

